

<日本混合研究法学会_Fetters 記念若手研究助成規定>

第1条（名称）

本事業を日本混合研究法学会 Fetters 記念若手研究助成（以下、助成事業）とする。

第2条（目的）

本事業は日本混合研究法学会の事業の一として、優秀な研究者育成のために、研究費用の一部を助成し、混合型研究の活性化を図り混合研究法の発展に寄与することを目的とする。

第3条（資金）

本事業の資金として、本学会の予算として承認された額を当てる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第4条（対象）

日本混合研究法学会会員であり、申請により、その研究目的、研究内容を審査の上、適当と認めた者若干名とする。

- 2) 混合研究法に関する研究テーマであること。
- 3) 申請時に40才未満であること。
- 4) 共同研究者は、申請時に正会員であること。学生会員（大学院生）も含む。
- 5) 同一の研究課題で、他の研究助成を申請あるいは受けていないこと。
- 6) 単独研究、もしくは共同研究の責任者であること。
- 7) 申請の手続きや様式は別に定める。
- 8) 助成金は1題10万円以内、年間合計10万円を上限とし、適当と認められた研究課題の費用に充当する。

第5条（義務）

この助成金を受けた者は、対象研究課題の1年間の業績成果を2年内に、日本混合研究法学会年次大会において口頭発表する義務を負うものとする。

- 2) 研究助成の成果を論文として日本混合研究法学会誌「混合研究法」Annals of Mixed Methods Researchに投稿する義務を負うものとする。
- 3) 研究助成を受けた者が病気、災害（死亡、被災者）などの事由で、義務を果たすことができないと理事会が認めた場合、また、所属機関の財務管理の都合上、残額の返金が難しい場合はこの限りではない。超過の場合に、他の助成とか研究費と併せて利用できる。

第6条（受給者の報告）

日本混合研究法学会理事長が助成金を受けた者を会員総会で報告する。

第7条（罰則）

研究助成を受けた者が義務を怠り、また日本混合研究法学会会員として、その名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、授与された奨学金の全額を返還しなければならない。申請時の研究活動計画から大幅な変更等がある場合は、事前に理事会の承認を得ること。場合によつては、助成金の返還を求めることがある。

第8条（募集）

研究助成の募集規定は、委員会において別に定め、会員に公告する。

第9条（中断・中止）

第5条3項に該当する場合の手続きは、委員会において別に定める。

以上